

奈 良 県 決 定

大和都市計画地域地区（明日香風致地区）
の区域変更について

次の付議案を提出する。

平成26年 2月 5日

奈良県都市計画審議会会长

都 計 第 9 7 号

平成26年 1月29日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画地域地区（明日香風致地区）
の区域変更について

（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

第1号議案

大和都市計画地域地区（明日香風致地区）の区域変更（奈良県決定）

大和都市計画明日香風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
明 日 香 風 致 地 区	約 2, 408 ha	橿原市の区域を除外

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

明日香風致地区は2以上の市町村（橿原市及び明日香村）にわたるため、条例制定権限が県に残っているが、地域住民の意思に基づいた風致行政を実現するため、明日香風致地区を明日香村の区域のみに縮小する。

明日香風致地区の区域を変更する理由書

- ・ 地方分権改革に係る第2次一括法の施行に伴って、平成25年4月1日から、「風致地区内における建築等の規制に係る条例」の制定権限が県から各市町村に移譲されました。しかし、明日香風致地区については2以上の市町村（樅原市及び明日香村）にわたるため、例外として条例制定権限が県に残っています。

しかし、明日香風致地区は、面積比で、約99.4%が明日香村に、約0.6%が樅原市に属していて、ごく一部の区域が2市村にわたっているにすぎません。このことから、広域の見地から県が条例制定権限を持つ意義に乏しく、条例制定権限が県に残ることは、地域住民の意思を尊重し、これを地域行政に反映させ、地域の特性やニーズに応じたきめ細やかな行政活動を推進するという地方分権の趣旨に合致しないと考えられます。

そこで、県では、地域住民の意思に基づいた風致行政を実現するため、明日香風致地区を明日香村の区域のみに縮小し、樅原市の区域については、新たな風致地区として指定するという見直しを行うこととしました。

この見直しにより、明日香風致地区は明日香村単独の風致地区となり、明日香村が明日香風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定することが可能となります。

また、樅原市においても、現在の明日香風致地区内の区域（2区域）について、他の風致地区と同様に市条例を適用して、地域の特性やニーズに応じた風致行政の運営が可能となります。

- ・ なお、明日香村歴史的風土保存計画（昭和55年8月18日総理府告示第27号）では、「都市計画法による風致地区については、これが古都保存法による建築行為等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うものとする。」とされていますが、今回の見直しによって、明日香風致地区と歴史的風土保存地区（第1種・第2種）とが同一範囲となることは、この趣旨に合致するものと考えています。